

連結財務諸表及び所属別連結財務諸表にかかる実務指針

制 定 平成29年2月17日
最近改正 令和元年5月22日

第1章 総則

第2章 連結対象範囲と連結の方法

第3章 連結財務諸表の作成手順

第1章 総則

1 目的

この指針は、大阪市連結財務諸表作成基準及び所属別連結財務諸表作成基準に基づき作成する財務諸表（以下「連結財務諸表等」という。）に関する具体的な取扱いについて定めることを目的とする。

第2章 連結対象範囲と連結の方法

1 連結財務諸表等の対象となる会計及び団体

一般会計及び特別会計並びに大阪市が連携協力して行政サービスを実施している関連団体等（一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人、地方公社及び第三セクター等。以下「連結対象団体」という。）とする。

2 連結対象団体

連結対象団体に該当するか否かは、大阪市が連携協力して行政サービスを実施しているか否かで判断する。

(1) 一部事務組合・広域連合

一部事務組合・広域連合は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、解散した場合はその資産・負債は最終的には各構成団体に継承されることから、大阪市が加入する全ての一部事務組合・広域連合について比例連結（連結対象団体の財務諸表を出資割合等に応じて合算することをいう。以下同じ。）の対象とする。

(2) 地方独立行政法人

地方独立行政法人は、中期計画の認可等を通じて設立団体の長の関与が及ぶとともに、設立団体から運営費交付金が交付されること等も踏まえ、大阪市が出資した全ての地方独立行政法人を全部連結（連結対象団体の財務諸表のすべてを合算することをいう。以下同じ。）の対象とする。

また、当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象とする。なお、共同設立等の地方独立行政法人の取扱いは「(5) 共同設立等の地方独立行政法人」による。

(3) 地方公社

地方公社は特別の法律に基づき全額出資して設立する法人であり、その経営には実質的に大阪市が責任を負っていること等を踏まえ全部連結の対象とする。

(4) 第三セクター等

ア 出資割合が 50 %超の第三セクター等については、大阪市の関与及び財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため、全部連結の対象とする。

イ 出資割合が 50 %以下の場合は、役員の派遣、財政支援等の実態や、出資及び損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、その第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には全部連結の対象とする。

なお、第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、以下に示す財政的関与、人的関与などにより判断する。

(ア) 出資割合が 25 %以上 50 %以下の場合は財政的関与、人的関与又はその他の関与を行っている団体を全部連結の対象とする。

財政的関与 次のいずれかが該当している場合

- ・資金調達の総額の過半を大阪市からの貸付額（損失補償含む。）が占める。
- ・総収益に占める大阪市からの委託料・補助金総額が過半を占める。

人的関与

- ・意思決定機関の構成員の過半数を大阪市からの派遣職員が占める。

OB 職員は職員個人が在職中に培った知識・技術・能力を評価され、団体の求めに応じて再就職するものであり、大阪市の支配力を及ぼすものではないため含めず、派遣職員のみとする。

(イ) 出資割合が 25 %未満の場合は損失補償を行っており、かつ、財政的関与を行っている団体を全部連結の対象とする。

財政的関与 次のいずれもが該当している場合

- ・資金調達の総額の過半を大阪市からの貸付額（損失補償含む）が占める。
- ・総収益に占める大阪市からの委託料・補助金総額が、過半を占める。

ウ また、実質的に主導的な立場を確保していると認められる地方公共団体が特定できない第三セクター等については、出資割合や活動実態等に応じて、比例連結の対象とする。ただし、出資割合が 25 %未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としないことができる。

エ 出資割合の算定は、株式会社の場合は議決権比率、株式会社以外の場合は出えん等比率による。

オ 第三セクター等が出資している会社についても、第三セクター等の取扱いに準じる。この場合、大阪市からの出資金を合わせて判断する必要がある。

(5) 共同設立等の地方独立行政法人

出資割合や財政支出の状況等から大阪市が業務運営に実質的に主導的な立場を確保している場合は、全部連結の対象とする。

ただし、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が特定できない場合は、出資割合や活動実態等に応じて、比例連結の対象とする。

第3章 連結財務諸表の作成手順

1 作成手順の概要

連結財務諸表の作成は、概ね次の段階に分けて行う。

- (1) 連結対象団体の決定
- (2) 法定決算書類の組替え
- (3) 法定決算書類の連結修正等
- (4) 合算と内部取引の相殺消去等
- (5) 附属明細表及び注記の作成

2 作成手順の解説

(1) 連結対象団体の決定

連結対象団体は、「第2章 連結対象範囲と連結の方法」に基づき決定する。

(2) 法定決算書類の組替え

連結対象となる会計や関連団体等のそれぞれについて、法定決算書類ごとに異なる表示科目を本市の連結財務諸表等の科目に揃えるための組替えを行う。組替えに当たっては別紙科目対応表等を参考に行うこととする。

(3) 法定決算書類の連結修正等

各法定決算書類を大阪市会計別財務諸表作成基準に揃えるため、重要な会計処理の差異について修正を行う。

(4) 合算と内部取引の相殺消去等

連結修正等を行った各個別財務諸表を単純合算した後に関連集団内部の取引高及び残高について相殺消去を行う。

相殺消去の対象となる取引は以下のとおりとする。

① 投資と資本

関連集団内部で出資を行っている場合には、出資した側の「出資金」を減額し、出資を受けている側の「純資産の部」の「累積余剰」を減額する。

② 貸付金・借入金等の債権と債務

関連集団内部で資金の貸し借りを行っている場合には、貸し付けた側に「長期貸付金」又は「短期貸付金」が計上され、借り入れた側には「短期借入金」又は「長期借入金」が計上されているため、それらを減額する。

また関連集団内部での取引において発生した未収金・未払金、また保証金の受払いなどにより債権と債務を計上している場合には、それらについても減額する。

なお、減額する債権に貸倒引当金が設定されている場合には債権の減額に併せて貸倒引当金を消去する。

③ 補助金の支出・収入

関連集団内部で補助金の授受が行われた場合には、補助した側に「負担金・補助金・交付金等」が計上され、補助を受けた側に「その他経常収益」等が計上されているため、それらを減額する。

④ 会計間の繰入れ・繰出し

会計間で繰入れ・繰出しが行われた場合には、繰り出した側に「他会計への繰出金」が計上され、繰り入れた側に、「他会計からの繰入金」が計上されているため、それらを減額する。ただし、繰入れ・繰出しのうち出資や貸付・借入の性質をもつものは①～②において処理する。

⑤ 資産購入・売却・当該取引における未実現損益

関連集団内部で資産の購入・売却が行われた場合には、売却した側に「資産売却益」又は「資産除売却損」が計上され、購入した側に当該除売却損益相当額を含めて資産が計上されているため、それらを減額する。なお、当該資産が償却資産である場合の減価償却費の修正計算は省略する。

⑥ 委託料の支払・受取

関連集団内部で委託料の支払と受取がある場合には、支払った側に「物件費」等が計上され、受け取った側に「その他経常収益」等が計上されているため、それらを減額する。

⑦ 利息の支払・受取

関連集団内部で利息の支払と受取がある場合には、支払った側に「支払利息及び手数料」が計上され、受け取った側に「受取利息及び配当金」が計上されているため、それら

を減額する。

ただし、上記「③補助金の支出・収入」、「⑤資産購入・売却・当該取引における未実現損益」、「⑥委託料の支払・受取」及び「⑦利息の支払・受取」のうち年間取引高が100億円未満の取引、相対取引で金額が決定されたものを除く取引、及び連結対象団体が支払った住民税や固定資産税等の税金については、相殺消去の対象としないことができる。

また、一般会計財務諸表において損失補償等引当金を計上している場合で引当金を設定した対象となる第三セクター等が連結対象団体等となっているなど、関連集団内部で同一事象に関連する債務を重複して認識している場合には、適切な額に修正する必要がある。

科目対応表等

1. 公営・準公営企業会計

(1) 科目対応表

別紙

【BS】

地方公営企業法施行規則貸借対照表	区分No.	組替方針の解説
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
土地	1	解説有形固定資産①
建物	2	解説有形固定資産②
減価償却累計額	3	解説有形固定資産②
線路設備	4	解説有形固定資産③
減価償却累計額	5	解説有形固定資産③
電路設備	6	解説有形固定資産④
減価償却累計額	7	解説有形固定資産④
構築物	8	解説有形固定資産⑤
減価償却累計額	9	解説有形固定資産⑤
車両運搬具	10	
減価償却累計額	11	
機械及び装置	12	
減価償却累計額	13	
船舶	14	解説有形固定資産⑥
減価償却累計額	15	解説有形固定資産⑥
工具、器具、及び備品	16	
減価償却累計額	17	
リース資産	18	
減価償却累計額	19	
建設仮勘定	20	
その他有形固定資産	21	解説有形固定資産⑦
減価償却累計額	22	解説有形固定資産⑦
無形固定資産		
ソフトウェア	23	
施設利用権	24	解説無形固定資産①
電話加入権	25	解説無形固定資産②
上下水道利用権	26	解説無形固定資産③
建設仮勘定	27	
その他無形固定資産	28	解説無形固定資産④
投資その他の資産		
受益債権	29	
投資有価証券	30	
出資金	31	
長期貸付金	32	
貸倒引当金	33	
基金	34	
他会計繰出	35	
破産更生債権等	36	
貸倒引当金	37	
土地年賦未収金	38	
貸倒引当金	39	
その他の資産	40	解説投資その他の資産①
貸倒引当金	41	解説投資その他の資産②
土地造成勘定	42	
流动資産		
現金預金	43	
未収金	44	
貸倒引当金	45	
保管有価証券	46	
貯蔵品	47	
短期貸付金	48	
貸倒引当金	49	
前払費用	50	
受益債権	51	
その他流動資産	52	
貸倒引当金	53	
繰延勘定		
企業債発行差金	54	
負債の部		
固定負債		
企業債	55	
他会計借入金	56	
リース債務	57	
引当金	58	解説固定負債①
資産見返負債	59	
その他固定負債	60	解説固定負債②
流动負債		
企業債	61	
一時借入金	62	
他会計借入金	63	
リース債務	64	
未払金	65	
未払費用	66	
前受金	67	
引当金	68	解説流动負債①
運営費交付金債務	69	
その他流动負債	70	
繰延収益		
長期前受金	71	
収益化累計額	72	
資本の部		
資本金		
出資金	73	
その他資本金	74	
剰余金		
資本剰余金		
再評価積立金	75	
国庫補助金	76	
府補助金	77	
一般会計補助金	78	
工事負担金	79	
受贈財産評価額	80	
その他資本剰余金	81	
利益剰余金(欠損金)		
建設改良積立金	82	
その他積立金	83	
当年度未処分利益剰余金	84	
評価差額等		
その他有価証券評価差額	85	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流動資産
	現金預金
43	歳計現金
36,38,44	歳入歳出外現金
37,39,45	未収金
	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
48	短期貸付金
49	貸倒引当金
42,46,47,50,52	その他流動資産
53	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
1	土地
2,3	建物
4,5,6,7,8,9	工作物
21,22	立木竹
14,15	船舶
21,22	浮橋等
21,22	航空機
	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
	地上権等
28	特許権等
24,25,26,28	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
1	土地
2,3	建物
4,5,6,7,8,9	工作物
21,22	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
28	地上権等
28	特許権等
24,25,26,28	その他無形インフラ固定資産
10,11,12,13,14,15,16,17,21,22	重要物品
18,19	リース資産
23	ソフトウェア
20,27	建設仮勘定
30	出資金
31	有価証券
35	出資による権利
29,51	公営企業会計出資金
	信託受益権
	基金
	公債償還基金
34	その他基金
	貸倒引当金
32	長期貸付金
33	貸倒引当金
40	その他債権
41	貸倒引当金
40,54	その他固定資産
	負債の部
	流動負債
61	地方債等
	短期借入金
63	他会計借入金
62	その他短期借入金
68	貸与引当金
68	その他引当金
65	未払金
	還付未済金
64	リース債務
66,67,69,70	その他流動負債
	固定負債
55	地方債等
	長期借入金
56	他会計借入金
	その他長期借入金
58	退職手当引当金
58	損失補償等引当金
58	その他引当金
60	長期未払金
57	リース債務
59,60,71,72	その他固定負債
	純資産の部
73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84	累積余剰
	評価・換算差額等
85	その他有価証券評価差額金
	その他評価・換算差額等

【PL】

公営・準公営企業会計収益費用明細書	区分No.	組替方針の解説
営業収益		
土地売却収益	1	
負担金	2	解説営業収益①
分担金	3	解説営業収益②
その他営業収益	4	解説営業収益③
営業外収益		
受取利息および配当金	5	
補助金	6	解説営業外収益①
長期前受金戻入	7	解説営業外収益②
貸倒引当金戻入	8	
受託事業収益	9	
運営費交付金収益	10	
その他営業外収益	11	
特別利益		
固定資産売却益	12	
過年度損益修正益	13	
退職手当引当金戻入益	14	
その他特別利益	15	解説特別利益①
営業費用		
報酬	16	
給料	17	
手当	18	
災害補償費	19	
法定福利費	20	
厚生福利費	21	
貢金	22	
退職給与費	23	解説営業費用①
賞与引当金繰入額	24	
動力費	25	
燃料費	26	
修繕費	27	
路面復旧費	28	
役務費	29	
保険料	30	
資産減耗費	31	
備消品費	32	
被服費	33	
油脂費	34	
光熱水費	35	
旅費	36	
通信運搬費	37	
印刷製本費	38	
負担金・補助金及び交付金	39	
諸会費	40	
研修費	41	
賠償金	42	
補償金	43	
事故費	44	
報償費	45	
諸謝金	46	
委託料	47	
手数料	48	
使用料及び賃借料	49	
原材料費	50	解説営業費用②
旅費	51	
薬品費	52	
工事請負費	53	
貸倒引当金繰入	54	
貸倒損失	55	
公課費	56	
土地売却原価	57	
減価償却費	58	
その他営業費用	59	
営業外費用		
支払利息及び企業債取扱諸費	60	
繰延勘定(償却)		
企業債発行差金償却	61	
一般会計繰出金	62	
その他営業外費用	63	
特別損失		
固定資産売却損	64	
減損損失	65	
土地造成勘定評価損	66	
災害による損失	67	
過年度損益修正損	68	
その他特別損失	69	解説特別損失①

【NW】

公営・準公営企業会計剩余金計算書	区分No.	組替方針の解説
前年度未残高	70	
当年度変動額		
出資金の受入	71	
国庫補助金の受入	72	
一般会計補助金の受入	73	
工事負担金の受入	74	解説純資産①
分担金の受入	75	解説純資産②
受贈財産評価額の受入	76	
その他資本剰余金の受入	77	
会計基準の見直しに伴う会計処理	78	
その他有価証券評価差額	79	
当年度純利益(純損失)		
当年度未残高	80	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
経営収益	
市税	
地方譲与税	
交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
保険料	
2,3,74,75	分担金及び負担金
6,10,72	使用料及び手数料
1	国・府支出金
5	他会計からの繰入金
4,6,7,9,11,17	一般会計からの繰入金
16,17,18,19,20,21,23	特別会計からの繰入金
24	公営企業からの繰入金
▲14,23	棚卸資産売却收入
22,25,26,29,30,32,33,34, 35,36,37,38,44,45,46, 47,48,49,50,52,53	受取利息及び配当金
27,28,50,51	その他の経常収益
58	経常費用
60	給与関係費
55	賞与引当金繰入額
▲8,54	物件費
39,40,41,42,43,56	維持補修費
62	減価償却費
57	支払利息及び手数料
59,61,63,66	貯蓄損失
12	貸倒引当金繰入額
15,76	損失補償等引当金繰入額
13,15	棚卸資産売却原価
31,64	扶助費
67	負担金・補助金・交付金等
69	他余収への繰出金
65,68,69	一般会計への繰出金
	公営企業への繰出金
	その他の経常費用
	特別利益
	資産売却益
	資産受贈益
	その他特別利益
	特別損失
	資産除売却損
	災害による損失
	貸倒損失
	出資金評価損
	その他特別損失

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
70	累積余剰
70	評価・換算差額等
70	前年度未残高
70	当年度変動額
71,78,79	当年度収支差額
71,78,79	PL収支差額
80	その他変動額
80	71,78
80	79
80	当年度未残高
80	80
80	80

(2)組替方針の解説

【BS】

項目	組替方針
有形固定資産	<p>①土地については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「土地」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「土地」に組替える。</p> <p>②建物及び建物に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。</p> <p>③線路設備及び線路設備に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。</p> <p>④電路設備及び電路設備に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。</p> <p>⑤構築物及び構築物に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。</p> <p>⑥船舶及び船舶に係る減価償却累計額については、20トン未満の船舶は、固定資産の「重要物品」に組替える。20トン以上の船舶は、有形事業用固定資産の「船舶」に組替える。</p> <p>⑦その他有形固定資産及びその他有形固定資産に係る減価償却累計額のうち、立木竹及び立木林に係る減価償却累計額は、有形事業用固定資産の「立木竹」に組替える。浮標及び浮標に係る減価償却累計額は、有形事業用固定資産の「浮標等」に組替える。航空機及び航空機に係る減価償却累計額は、有形事業用固定資産の「航空機」に組替える。図書及び図書に係る減価償却累計額は「重要物品」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「その他有形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、有形事業用固定資産の「その他有形事業用固定資産」に組替える。</p> <p>ただし、以上の場合において、①～⑦の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、①～⑦の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形事業用固定資産として組替えることができるものとする。</p>
無形固定資産	<p>①施設利用権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。</p> <p>②電話加入権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。</p> <p>③上下水道利用権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。</p> <p>④その他無形固定資産のうち、借地権（地上権含む）、地役権、鉱業権、採石権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。特許権・著作権・商標権・実用新案権・意匠権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「特許権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「特許権等」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。</p> <p>ただし、以上の場合において、①～④の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、①～④の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形事業用固定資産として組替えることができるものとする。</p>
投資その他の資産	<p>①その他の資産のうち、長期前払消費税は、固定資産の「その他固定資産」に組替える。それ以外のものは固定資産の「その他債権」に組替える。</p> <p>②貸倒引当金については、固定資産の「その他債権の「貸倒引当金」」に組替える。</p>
固定負債	<p>①引当金のうち、退職手当引当金に相当するものは、固定負債の「退職手当引当金」に組替える。損失補償等引当金に相当するものは、固定負債の「損失補償等引当金」に組替える。それ以外の引当金は、固定負債の「その他引当金」に組替える。</p> <p>②その他固定負債のうち、長期未払金に相当するものは、固定負債の「長期未払金」に組替える。</p>
流動負債	①引当金のうち、賞与引当金に相当するものは、流動負債の「賞与引当金」に組替える。それ以外の引当金は、流動負債の「その他引当金」に組替える。

【PL・NW】

項目	組替方針
営業収益	<p>①負担金については、一般会計からの負担金は「一般会計からの繰入金」に組替える。特別会計からの負担金は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの負担金は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。</p> <p>②分担金については、一般会計からの分担金は「一般会計からの繰入金」に組替える。特別会計からの分担金は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの分担金は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。</p> <p>③その他営業収益とは、法定決算書におけるいわゆる「その他営業収益」に限らず、営業収益のうち、土地売却収益、負担金、分担金を除くすべての営業収益を指します。</p>
営業外収益	<p>①補助金については、国・府から受けた補助金は「国・府支出金」に組替える。一般会計から受けた補助金は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計から受けた補助金は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計から受けた補助金は「公営企業会計からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。</p> <p>②長期前受金戻入については、一般会計から受けた長期前受金に係る長期前受金戻入は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計から受けた長期前受金に係る長期前受金戻入は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業から受けた長期前受金に係る長期前受金戻入は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。</p>
特別利益	①その他特別利益のうち、固定資産受贈益によるものは「資産受贈益」に組替える。また、特別利益については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
営業費用	<p>①退職給与費のうち、退職手当引当金への繰入額に相当するものは、「退職手当引当金繰入額」に組替える。それ以外のものは「給与関係費」に組替える。</p> <p>②原材料費については、施設の効用を維持するための費用は経常費用の「維持補修費」に組替える。</p>
特別損失	①その他特別損失のうち、経常的でない臨時・巨額の債権放棄等による貸倒損失は特別損失の「貸倒損失」に組替える。また、特別損失については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
純資産	<p>①工事負担金の受入については、一般会計からの工事負担金の受入は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計からの工事負担金の受入は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの工事負担金の受入は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。</p> <p>②分担金の受入については、一般会計からの分担金の受入は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計からの分担金の受入は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの分担金の受入は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。</p>

【用語の定義】

〈固定資産〉

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定、出資金、信託受益権、基金、長期貸付金、その他債権、その他固定資産に分類される。

〈インフラ資産〉

有形インフラ固定資産とは、次の①～③のすべてに該当するものをいう。

- ①社会経済活動の基盤施設を構成する公共財
- ②長期間にわたる効用をもち、かつ、広範なネットワーク性をもつもの
- ③政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされるもの

無形インフラ固定資産とは、有形インフラ固定資産に関連する無形固定資産をいう。

〈事業用資産〉

事業用資産とは、インフラ資産及びその他の固定資産に属するものを除く有形固定資産及び無形固定資産をいう。

2. 第三セクター等(株式会社)

(1) 科目対応表

【BS】

経団連繩型貸借対照表	区分No.	組替方針の解説
流动資産		
現金及び預金	1	
受取手形	2	
売掛金	3	
未収還付法人税	4	
未収収益	5	
有価証券	6	
商品及び製品	7	
仕掛品	8	
原材料及び貯蔵品	9	
前払費用	10	
仮払金	11	
繰延税金資産	12	
その他	13	解説流动資産①
貸倒引当金	14	解説流动資産②
固定資産		
有形固定資産		解説有形固定資産①
建物	15	解説有形固定資産②
建物付属設備	16	解説有形固定資産③
構築物	17	解説有形固定資産④
機械装置	18	
車両運搬具	19	
工具器具備品	20	
土地	21	解説有形固定資産⑤
リース資産	22	
建設仮勘定	23	
その他	24	解説有形固定資産⑥
無形固定資産		解説無形固定資産①
ソフトウェア	25	
リース資産	26	
のれん	27	解説無形固定資産②
その他	28	解説無形固定資産③
投資その他の資産		
投資有価証券	29	
関係会社株式	30	
長期貸付金	31	
長期性預金	32	
差入保証金	33	
長期未収金	34	
繰延税金資産	35	
その他	36	解説投資その他の資産①
貸倒引当金	37	解説投資その他の資産②
繰延資産		
社債発行費	38	
株式交付費	39	
流动負債		
支払手形	40	
買掛金	41	
短期借入金	42	
1年内長期借入金	43	
リース債務	44	
未払金	45	
未払費用	46	
未払利息	47	
未払法人税等	48	
未払消費税	49	
未払事業所税	50	
前受金	51	
預り金	52	
預り保証金	53	
前受収益	54	
○○引当金	55	解説流动負債①
繰延税金負債	56	
その他	57	
固定負債		
社債	58	
長期借入金	59	
リース債務	60	
○○引当金	61	解説固定負債①
長期預り金	62	
繰延税金負債	63	
その他	64	解説固定負債②
株主資本		
資本金	65	
資本剰余金		
資本準備金	66	
その他資本剰余金	67	
利益剰余金		
利益準備金	68	
その他利益準備金		
○○積立金	69	
繰越利益剰余金	70	
自己株式	71	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	72	
繰延ヘッジ損益	73	
土地再評価差額金	74	
新株予約権	75	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流动資産
	現金預金
1.32	歳計現金
3.4.13.34.36	歳入歳出外現金
14.37	未収金
	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
13	短期貸付金
14	貸倒引当金
2.5.6.7.8.9.10.11.12.13	その他流动資産
14	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
21	土地
15.16	建物
17	工作物
24	立木竹
24	船舶
24	浮標等
24	航空機
	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
28	地上権等
28	特許権等
27.28	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
21	土地
15.16	建物
17	工作物
24	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
28	地上権等
28	特許権等
27.28	その他無形インフラ固定資産
18.19.20.24	重要物品
22.26	リース資産
25	ソフトウェア
23	建設仮勘定
	出資金
29.30.36	有価証券
36	出資による権利
	公営企業会計出資金
	信託受益権
	基金
	公債償還基金
	その他基金
	貸倒引当金
31.36	長期貸付金
37	貸倒引当金
33.36	その他債権
37	貸倒引当金
35.36.38.39	その他固定資産
	負債の部
	流动負債
	地方債等
	短期借入金
	他会計借入金
42.43	その他短期借入金
55	賞与引当金
55	その他引当金
41.45.48.49.50	未払金
	還付未済金
44	リース債務
40.46.47.51.52,	その他流动負債
53.54.56.57	
	固定負債
58	地方債等
	長期借入金
	他会計借入金
59	その他長期借入金
61	退職手当引当金
61	損失補償等引当金
61	その他引当金
64	長期未払金
60	リース債務
62.63.64	その他固定負債
	純資産の部
65.66.67.68,	累積余剰
69.70.71.75	
	評価・換算差額等
72	その他有価証券評価差額金
73.74	その他評価・換算差額等

【PL】

経団連繩形損益計算書	区分No.	組替方針の解説
売上高	1	
売上原価		
諸会費	2	
清掃費	3	
補償金	4	
分担金	5	
寄附金	6	
諸税	7	
宮籍費	8	
被服費	9	
減価償却費	10	
その他	11	解説売上原価①
販売費及び一般管理費		
諸会費	12	
清掃費	13	
補償金	14	
分担金	15	
寄附金	16	
諸税	17	
宮籍費	18	
被服費	19	
減価償却費	20	
その他	21	解説販売費及び一般管理費①
営業外収益		
受取利息及び配当金	22	
過年度還付税	23	
その他	24	
営業外費用		
支払利息	25	
その他	26	
特別利益		
固定資産売却益	27	
その他	28	解説特別利益①
特別損失		
固定資産売却損	29	
減損損失	30	
その他	31	解説特別損失①
法人税、住民税及び事業税	32	
法人税等調整額	33	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
経常収益	
市税	
地方譲与税	
交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
保険料	
分担金及び負担金	
使用料及び手数料	
国・府支出金	
他会計からの繰入金	
一般会計からの繰入金	
特別会計からの繰入金	
公営企業からの繰入金	
棚卸資産売却収入	
22	受取利息及び配当金
1,23,24	その他経常収益
経常費用	
給与関係費	
賞与引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
物件費	
3,9,13,19	維持補修費
8,18	減価償却費
10,20	支払利息及び手数料
25	貸倒損失
	貸倒引当金繰入額
	損失償償等引当金繰入額
	棚卸資産売却原価
	扶助費
2,4,5,6,7,12, 14,15,16,17	負担金・補助金・交付金等
	他会計への繰出金
	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
11,21,26,32,33	その他経常費用
特別利益	
27	資産売却益
28	資産受贈益
28	その他の特別利益
特別損失	
29	資産除売却損
31	災害による損失
31	貸倒損失
	出資金評価損
30,31	その他の特別損失

【NW】

経団連繩形株主資本等変動計算書	区分No.	組替方針の解説
当期首残高	34	
当期変動額		
新株の発行	35	
剰余金の配当	36	
当期純利益	37	
自己株式の処分	38	
××××	39	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	解説当期変動額①
当期変動額合計		
当期末残高	41	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準		
	累積余剰	評価・換算差額等	
34	前年度末残高	34	34
37	当年度変動額		
35,36,38,39,40	当年度収支差額	37	
41	その他変動額	35,36,38,39,40	40
	当年度末残高	41	41

(2)組替方針の解説

【BS】

項目	組替方針
流動資産	①その他のうち、未収金に相当するものは、流動資産の「未収金」に組替える。短期貸付金に相当するものは、流動資産の「短期貸付金」に組替える。それ以外のものは、流動資産の「その他流動資産」に組替える。 ②貸倒引当金のうち、未収金に相当するものの貸倒引当金は、流動資産の未収金の「貸倒引当金」に組替える。短期貸付金に相当するものの貸倒引当金は、流動資産の短期貸付金の「貸倒引当金」に組替える。それ以外の貸倒引当金は、流動資産の「その他流動資産」に組替える。
有形固定資産	①各固定資産の取得原価と減価償却累計額は、組替元の固定資産科目ごとに取得原価から減価償却累計額を控除し、残額を大阪市新公会計制度基準の各固定資産科目に組替える。 ②建物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。 ③建物付属設備については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。 ④構築物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。 ⑤土地については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「土地」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「土地」に組替える。 ⑥の他のうち、立ち木竹は、有形事業用固定資産の「立ち木竹」に組替える。20トン未満の船舶は、固定資産の「重要物品」に組替える。20トン以上の船舶は、有形事業用固定資産の「船舶」に組替える。浮橋は、有形事業用固定資産の「浮橋等」に組替える。航空機は、有形事業用固定資産の「航空機」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「その他有形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、有形事業用固定資産の「その他有形事業用固定資産」に組替える。 ただし、以上の場合において、②～⑥の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、②～⑥の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
無形固定資産	①各固定資産の取得原価と減価償却累計額は、組替元の固定資産科目ごとに取得原価から減価償却累計額を控除し、残額を大阪市新公会計制度基準の各固定資産科目に組替える。 ②のれんについては、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ③の他のうち、借地権（地上権含む）、地役権、鉱業権、探石権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。特許権・著作権・商標権・実用新案権・意匠権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「特許権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「特許権等」に組替える。 ただし、以上の場合において、②～③の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、②～③の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
投資その他の資産	①の他のうち、関係会社社債、その他の関係会社有価証券は、出資金の「有価証券」に組替える。出資金、関係会社出資金は、出資金の「出資による権利」に組替える。株主、役員又は従業員に対する長期貸付金、関係会社長期貸付金は、固定資産の「長期貸付金」に組替える。破産更生債権等は、流動資産の「未収金」に組替える。長期前払費用、前払年金費用は、固定資産の「その他固定資産」に組替える。それ以外のものは固定資産の「その他債権」に組替える。 ②貸倒引当金については、破産更生債権等に係る貸倒引当金は、流動資産の未収金の「貸倒引当金」に組替える。長期貸付金に係る貸倒引当金は、固定資産の長期貸付金の「貸倒引当金」に組替える。それ以外の貸倒引当金は、固定資産の「その他債権の「貸倒引当金」に組替える。
流動負債	①〇〇引当金のうち、賞与引当金に相当するものは、流動負債の「賞与引当金」に組替える。それ以外の引当金は、流動負債の「その他引当金」に組替える。
固定負債	①〇〇引当金のうち、退職手当引当金に相当するものは、固定負債の「退職手当引当金」に組替える。損失補償等引当金に相当するものは、固定負債の「損失補償等引当金」に組替える。それ以外の引当金は、固定負債の「その他引当金」に組替える。 ②の他のうち、長期未払金に相当するものは、固定負債の「長期未払金」に組替える。

【PL・NW】

項目	組替方針
売上原価	①の他の売上原価については、その明細がわかる場合には科目的性質に応じて、経常費用の適宜の科目に組替える。明細が不明の場合は、一括して「その他経常費用」に組替える。
販売費及び一般管理費	①の他の販売費及び一般管理費については、その明細がわかる場合には科目的性質に応じて、経常費用の適宜の科目に組替える。明細が不明の場合は、一括して「その他経常費用」に組替える。
特別利益	①の他のうち、固定資産受贈益によるものは特別利益の「資産受贈益」に組替える。また、特別利益については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
特別損失	①の他のうち、災害による損失によるものは特別損失の「災害による損失」に組替える。経常的でない臨時・巨額の債権放棄等による貸倒損失は特別損失の「貸倒損失」に組替える。また、特別損失については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
当期変動額	①株主資本以外の項目の当期変動額（純額）については、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定は、当年度変動額の「その他評価換算差額等」に組替える。新株予約権は、当年度変動額の「その他一累積余剰」に組替える。

【用語の定義】

〈固定資産〉

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定、出資金、信託受益権、基金、長期貸付金、その他債権、その他固定資産に分類される。

〈インフラ資産〉

有形インフラ固定資産とは、次の①～③のすべてに該当するものをいう。

- ①社会経済活動の基盤施設を構成する公共財
- ②長期間にわたる効用をもち、かつ、広範なネットワーク性をもつもの
- ③政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされるもの

無形インフラ固定資産とは、有形インフラ固定資産に関連する無形固定資産をいう。

〈事業用資産〉

事業用資産とは、インフラ資産及びその他の固定資産に属するものを除く有形固定資産及び無形固定資産をいう。

3. 第三セクター等(社団・財団法人)

(1) 科目対応表

[BS]

公益法人会計基準貸借対照表	区分No.	組替方針の解説
流动資産		
現金預金	1	
受取手形	2	
未収会費	3	
未収金	4	
未収利息	5	
前払金	6	
有価証券	7	
貯蔵品	8	
固定資産		
基本財産		
土地	9	
投資有価証券	10	
預金	11	
特定資産		
退職給付引当資産	12	
減価償却引当資産	13	
預金	14	
○○○積立資産	15	
その他固定資産		
建物	16	解説その他固定資産①
機築物	17	解説その他固定資産②
車両運搬具	18	
什器備品	19	
土地	20	解説その他固定資産③
建設仮勘定	21	
借地権	22	解説その他固定資産④
電話加入権	23	解説その他固定資産⑤
敷金	24	
保証金	25	
投資有価証券	26	
子会社株式	27	
関連会社株式	28	
定期預金	29	
流动負債		
支払手形	30	
未払金	31	
前受金	32	
預り金	33	
短期借入金	34	
1年内返済予定長期借入金	35	
賞与引当金	36	
固定負債		
長期借入金	37	
退職給付引当金	38	
役員退職慰労引当金	39	
受入保証金	40	
正味財産		解説正味財産①
基金		
指定正味財産		
国庫補助金		
地方公共団体補助金		
民間補助金		
寄附金		
一般正味財産		
代替基金		
一般正味財産		

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流动資産
	現金預金
1,29	歳計現金
	歳入歳出外現金
3,4	未収金
	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
	短期貸付金
	貸倒引当金
2,5,6,7,8	その他流动資産
	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
20	土地
16	建物
17	工作物
	立木竹
	船舶
	浮橋等
	航空機
	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
22	地上権等
	特許権等
23	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
20	土地
16	建物
17	工作物
	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
22	地上権等
	特許権等
23	その他無形インフラ固定資産
18,19	重要物品
	リース資産
21	ソフトウェア
	建設仮勘定
	出資金
26,27,28	有価証券
	出資による権利
	公営企業会計出資金
	信託受益権
	基金
	公債償還基金
9,10,11,12,13,14,15	その他基金
	貸倒引当金
	長期貸付金
	貸倒引当金
24,25,	その他債権
	貸倒引当金
	その他固定資産
	負債の部
	流动負債
	地方債等
	短期借入金
	他会計借入金
34,35	その他短期借入金
36	賞与引当金
	その他引当金
31	未払金
	未返未済金
	リース債務
30,32,33	その他流动負債
	固定負債
	地方債等
	長期借入金
	他会計借入金
37	その他長期借入金
38,39	退職手当引当金
	損失補償等引当金
	その他引当金
	長期未払金
	リース債務
40	その他固定負債
	純資産の部
NW累積余剰	累積余剰
	評価・換算差額等
NWその他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
	その他評価・換算差額等

【PL・NW】

区分No.	組替方針の解説
経常収益	
基本財産運用益	1 解説経常収益①
特定資産運用益	2 解説経常収益①
受取入会金	3
受取会費	4
事業収益	5
受取補助金等	6 解説経常収益②
受取負担金	7
受取寄附金	8
受取協賛金	9
交付金	10 解説経常収益③
指定正味財産からの振替額	11 解説経常収益④
雑収益	12
経常費用	
事業費	
給料手当	13
退職給付費用	14 解説経常費用①
福利厚生費	15
賃金	16
手数料	17
清掃費	18
諸会費	19
研修費	20
給付金	21
分担金	22
寄附金	23
減価償却費	24 解説経常費用②
その他	25 解説経常費用③
管理費	
役員報酬	26
給料手当	27
退職給付費用	28 解説経常費用①
福利厚生費	29
賃金	30
手数料	31
清掃費	32
諸会費	33
研修費	34
給付金	35
分担金	36
寄附金	37
減価償却費	38 解説経常費用②
その他	39 解説経常費用③
基本財産評価損益等	40 解説経常費用④
特定資産評価損益等	41 解説経常費用④
投資有価証券評価損益等	42 解説経常費用④
経常外収益	
固定資産売却益	43 解説経常外収益①
固定資産受贈益	44 解説経常外収益②
指定正味財産からの振替額	45
経常外費用	
固定資産売却損	46 解説経常外費用①
固定資産減損損失	47 解説経常外費用②
災害損失	48 解説経常外費用③
指定正味財産増減の部	
基本財産運用益	49
特定資産運用益	50
受取補助金等	51
受取負担金	52
受取寄付金	53
固定資産受贈益	54
基本財産評価益	55
特定資産評価益	56
基本財産評価損	57
特定資産評価損	58
一般正味財産への振替額	59
基金増減の部	
基金受入額	60
基金返還額	61

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
経常収益	市税
	地方譲与税
10	交付金
	地方特例交付金
	地方交付税
	保険料
7	分担金及び負担金
	使用料及び手数料
6	国・府支出金
	他会計からの繰入金
	一般会計からの繰入金
	特別会計からの繰入金
	公営企業からの繰入金
	棚卸資産売却収入
1,2,11	受取利息及び配当金
1,2,3,4,5,6,8,9,10,11,12	その他経常収益
経常費用	給与関係費
13,14,15,26,27,28,29	賃与引当金繰入額
	退職手当引当金繰入額
14,28	物件費
16,17,18,30,31,32	維持補修費
24,38	減価償却費
	支払利息及び手数料
	貸倒損失
	貸倒引当金繰入額
	損失償償等引当金繰入額
	棚卸資産売却原価
	扶助費
19,20,21,22,23, 33,34,35,36,37	負担金・補助金・交付金等
他会計への繰出金	他会計への繰出金
	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
25,39	その他経常費用
特別利益	特別利益
40,41,42,43	資産売却益
44	資産受贈益
40,41,42,45	その他の特別利益
特別損失	特別損失
40,41,42,46	資産除売却損
48	災害による損失
	貸倒損失
	出資金評価損
40,41,42,47	その他の特別損失

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準	累積差額	評価・換算差額等
	前年度末残高		
	当年度変動額		
49,50,51,52,53,54,55, 56,57,58,59,60,61	当年度収支差額	PL収支差額	
		49,50,51,52,53, 54,59,60,61	55,56,57,58
	当年度末残高		

(2)組替方針の解説

【BS】

項目	組替方針
その他固定資産	<p>①その他固定資産の建物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。</p> <p>②その他固定資産の構築物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。</p> <p>③その他固定資産の土地については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「土地」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「土地」に組替える。</p> <p>④借地権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。</p> <p>⑤電話加入権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。</p> <p>ただし、以上の場合において、①～⑤の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形インフラ固定資産、無形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、①～⑤の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形事業用固定資産、無形事業用固定資産として組替えることができるものとする。</p>
正味財産	①純資産の部へは貸借対照表からの組替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【PL・NW】

項目	組替方針
経常収益	<p>①基本財産運用益、特定資産運用益については、受取利息又は受取配当金は「受取利息及び配当金」に組替える。受取賃料は「その他経常収益」に組替える。</p> <p>②受取補助金等については、国・府からの収入は「国・府支出金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。</p> <p>③交付金については、国・府・他都市からの収入は「交付金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。</p> <p>④受取利息、配当金に関するものは「受取利息及び配当金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。</p>
経常費用	<p>①退職給付費用のうち、退職手当引当金への繰入額に相当するものは、「退職手当引当金繰入額」に組替える。それ以外のものは「給与関係費」に組替える。</p> <p>②減価償却費については、「減価償却費」に組替える。</p> <p>③その他の事業費、管理費については、その明細がわかる場合には科目の性質に応じて、経常費用の適宜の科目に組替える。明細が不明の場合は、一括して「その他経常費用」に組替える。</p> <p>④基本財産評価損益等、特定資産評価損益等、投資有価証券評価損益等については、時価法を適用した評価損益は、特別利益の「その他特別利益」または特別損失の「その他特別損失」に組替える。売却損益は特別利益の「資産売却益」または特別損失の「資産除売却損」に組替える。</p>
経常外収益	<p>①固定資産売却益については、特別利益の「資産売却益」に組替える。</p> <p>②固定資産受贈益については、特別利益の「資産受贈益」に組替える。</p> <p>また、特別利益については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。</p>
経常外費用	<p>①固定資産売却損については、特別損失の「資産除売却損」に組替える。</p> <p>②固定資産減損損失については、特別損失の「その他特別損失」に組替える。</p> <p>③災害損失については、特別損失の「災害による損失」に組替える。</p> <p>また、特別損失については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。</p>

【用語の定義】

〈固定資産〉

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定、出資金、信託受益権、基金、長期貸付金、その他債権、その他固定資産に分類される。

〈インフラ資産〉

有形インフラ固定資産とは、次の①～③のすべてに該当するものをいう。

- ①社会経済活動の基盤施設を構成する公共財
- ②長期間にわたる効用をもち、かつ、広範なネットワーク性をもつもの
- ③政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされるもの

無形インフラ固定資産とは、有形インフラ固定資産に関連する無形固定資産をいう。

〈事業用資産〉

事業用資産とは、インフラ資産及びその他の固定資産に属するものを除く有形固定資産及び無形固定資産をいう。

4. 総務省の統一的な基準

(1) 科目対応表

【PL】

総務省の統一的な基準	区分No.	組替方針の解説
経常費用		
業務費用		
人件費		
職員給与費	1	
賞与等引当金繰入額	2	
退職手当引当金繰入額	3	
その他	4	
物件費等		
物件費	5	
維持補修費	6	
減価償却費	7	
その他	8	
その他の業務費用		
支払利息	9	
徴収不能引当金繰入額	10	
その他	11	
移転費用		
補助金等	12	
社会保障給付	13	
他会計への繰出金		
その他	14	
経常収益		
使用料及び手数料	15	
その他	16	解説経常収益①
臨時損失		
災害復旧事業費	17	
資産売却損	18	
投資損失引当金繰入額		
損失補償引当金繰入額		
その他	19	解説臨時損失①
臨時利益		
資産売却益	20	
その他	21	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
経常収益	
市税	
地方譲与税	
23	交付金
	地方特例交付金
	地方交付税
23	保険料
	分担金及び負担金
15	使用料及び手数料
24	国・府支出金
	他会計からの繰入金
	一般会計からの繰入金
	特別会計からの繰入金
	公営企業からの繰入金
	棚卸資産売却収入
16	受取利息及び配当金
16.23	その他経常収益
経常費用	
給与関係費	
2	賞与引当金繰入額
3	退職手当引当金繰入額
5.8	物件費
6	維持補修費
7	減価償却費
9	支払利息及び手数料
10	貰倒引当金繰入額
	損失補償等引当金繰入額
	棚卸資産売却原価
13	扶助費
12.14	負担金・補助金・交付金等
	他会計への繰出金
	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
11.14	その他経常費用
特別利益	
20	資産売却益
27	資産受贈益
21	その他特別利益
特別損失	
18	資産除売却損
	減損損失
17	災害による損失
19	貰倒損失
	出資金評価損
19	その他特別損失

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
22	前年度末残高
25	当年度変動額
26.28	当年度収支差額
29	その他変動額
29	当年度末残高

(2)組替方針の解説

【BS】

項目	組替方針
固定資産	①物品及び物品減価償却累計額のうち、リース資産に係るものは、固定資産の「リース資産」に組替える。それ以外の物品及び物品減価償却累計額は、固定資産の「重要物品」に組替える。 ②ソフトウェアのうち、リース資産に係るものは、固定資産の「リース資産」に組替える。それ以外のソフトウェアは、固定資産の「ソフトウェア」に組替える。
流動資産	①現金預金のうち、歳計現金に相当するものは、流動資産の「現金預金 歳計現金」に組替える。歳入歳出外現金に相当するものは、「現金預金 歳入歳出外現金」に組替える。 ②徴収不能引当金のうち、未収金に相当するもの徴収不能引当金は、流動資産の未収金の「貰倒引当金」に組替える。短期貸付金に相当するものの徴収不能引当金は、流動資産の短期貸付金の「貰倒引当金」に組替える。それ以外の徴収不能引当金は、流動資産のその他流動資産の「貰倒引当金」に組替える。
無形固定資産	①その他のうち、借地権(地上権含む)、地役権、鉱業権、採石権、漁業権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。特許権・著作権・商標権・実用新案権・意匠権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ資産の「特許権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「特許権等」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。
投資等その他の資産	①徴収不能引当金については、長期延滞債権に係る徴収不能引当金は、流動資産の未収金の「貰倒引当金」に組替える。基金に係る徴収不能引当金は、固定資産の基金の「貰倒引当金」に組替える。長期貸付金に係る徴収不能引当金は、固定資産の長期貸付金の「貰倒引当金」に組替える。それ以外の徴収不能引当金は、その他債権の「貰倒引当金」に組替える。
流動負債	①その他のうち、○○引当金に相当するものは、流動負債の「その他引当金」に組替える。リース債務に係るものは、流動負債の「リース債務」に組替える。それ以外のものは、流動負債の「その他流動負債」に組替える。
固定負債	①その他のうち、○○引当金に相当するものは、固定負債の「その他引当金」に組替える。リース債務に係るものは、固定負債の「リース債務」に組替える。それ以外のものは、固定負債の「その他固定負債」に組替える。
純資産	①NW資産評価額のうち、有価証券にかかるものは純資産の「その他有価証券評価差額金」に組替える。それ以外のものは、純資産の「その他評価・換算差額等」に組替える。 ②累積余剰については、NW本年度末残高-NW試算評価差額で算出する。

【PL・NW】

項目	組替方針
経常収益	①経常収益その他は、科目の性質に応じて、経常収益の適宜の科目に組替える。
臨時損失	①臨時損失その他は、科目の性質に応じて、特別損失の適宜の科目に組替える。
徴収等	①徴収等は、科目の性質に応じて交付金、保険料、分担金及び負担金に組替える。寄付金についてはその他経常収益に組替える。